

2. 続けて手当を受ける場合

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

(現況届の提出が必要な方)

- 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- 支給要件児童の戸籍がない方
- 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- 大学生年代の子を含めて養育する子が3人以上いる方
- その他、市区町村から提出の案内があった方

※ 現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※ 現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

※ 別途、高校卒業予定時期などに必要書類の提出をお願いすることがあります。

3. 次のような変更が生じた場合、速やかにお手続きをお願いします。

- 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる**児童がいなくなったとき**
- 受給者や配偶者、子の**住所が変わったとき**(他の市区町村や海外への転出を含む)
- 受給者や配偶者、子の**氏名が変わったとき**
- 一緒に児童を養育する**配偶者を有するに至ったとき**、または児童を養育していた**配偶者がいなくなったとき**
- 受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になった時を含む)
- 離婚協議中の受給者が**離婚したとき**
- 国内で児童を養育しているものとして、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき
- **大学生年代の子について変更**(職業等・進学先・卒業予定時期・監護・生計費の負担等)**があったとき**

お手続き・お問い合わせ先

〒989-2480 岩沼市桜一丁目6番20号
岩沼市 健康福祉部 子ども福祉課 子育て給付係
電話 0223-23-0529(直通)

児童手当制度のご案内

<令和6年10月制度改正版>

1. 支給対象

0歳から高校生年代(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

2. 受給者について

児童手当の申請者(受給者)は、児童を養育する父または母のうち、生計を維持する程度の高い方(原則として所得の高い方)になります。

※ 所得制限はありません。

3. 支給額

児童の年齢	1人あたりの月額	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～高校生年代	10,000円	30,000円
大学生年代	なし(算定児童としてのカウントのみ)	なし(算定児童としてのカウントのみ)

※ 「大学生年代」とは、18歳の誕生日後の最初の3月31日を経過したあと22歳の誕生日後の最初の3月31日までの子を指します。(実際に大学に通っているかは問いません。)

※ 「第3子以降」とは、監護し生計費を負担している大学生年代までの子どものうち、3番目以降の子を指します。

4. 支給時期

原則として毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の10日にそれぞれの前月分までの手当を支給します。(10日が土・日・祝日にあたるときは直前の営業日となります。)
例) 6月の支給日には、4・5月分の手当を支給します。

4. 支払通知書について

令和6年12月の振込から支払通知書が廃止されます。通帳の記帳などにより振込をご確認ください。

※ 児童手当の支給がわかるものが必要な場合は、当課（P4下記）へご相談ください。

5. 保育料等の徴収について

保育料や、申し出があった方についての学校給食費などを、市区町村が児童手当等から徴収することが可能です。

児童手当制度では、以下のルールを適用します

1. 原則として、児童が**日本国内に住んでいる場合に支給します**（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。
2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、**児童と同居している方に優先的に支給します**。
3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、**日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します**。
4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、**その未成年後見人に支給します**。
5. 児童が里親などに委託されている場合や施設に入所している場合は、原則として、**その児童の里親などや施設の設置者に支給します**。

手続の方法は・・・

1. はじめに行うこと

●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です（公務員の場合は勤務先に）。

市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請はお早めをお願いします。

※ 本人確認書類・金融機関口座確認書類など、必要に応じて添付書類を提出いただきます。

公金受取口座について

マイナポータルに登録された公金受取口座を児童手当の振込先として登録することができます。

※ 公金受取口座をマイナポータル上で変更する際は、事前に当課へ連絡下さい。変更される時期によっては変更後の口座へのお振り込みが間に合わない場合があります。

申請は、出生や転入から15日以内に！

15日特例

児童手当等は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

1. お子さんが生まれたとき

出生の日の翌日から15日以内に、現住所の市区町村に申請が必要です！

※ 里帰り出産などで、母親が一時的に現住所を離れている場合も、現住所の市区町村への申請をお忘れなく！

2. 他の市区町村や海外から転入したとき

転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です！

公務員の場合

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合は、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

○公務員になった場合

○退職等により、公務員でなくなった場合

○公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※ 申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください！